

第七管区海上保安本部

定例記者懇談会

令和3年6月30日

— プレスリリース —



- (1) 未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール
(説明者：警備救難部長)
- (2) 「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行について
(説明者：交通部長)
- (3) 「夏季マリンレジャーを安全に楽しむために」
海の事故ゼロキャンペーン、夏季安全推進運動について
(説明者：交通部長)
- (4) マリンアクティビティ安全推進協力団体認定制度について
(説明者：交通部長)





【問合せ先】

第七管区海上保安本部
警備救難部 環境防災課
課長 緒方 猛
TEL 093-321-2931 (内線 3310)

令和3年5月25日
第七管区海上保安本部

令和3年度「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」開催のお知らせ

今回で第22回目となる「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」について、本年度も開催いたします。

本コンクールは、将来を担う小中学生の子どもたちに海洋環境について考える機会を提供することで海への関心を高め、海洋環境保全思想の普及を図るとともに、海上保安業務への理解の促進を図ることを目的として、公益財団法人海上保安協会との共催で毎年開催しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえつつ、より積極的な応募を促進する観点から、昨年度と同様に、応募者が手軽に描いてポストに投函できる「はがきサイズ」で作品を募集します。

募集期間：令和3年6月1日から9月6日

作品テーマ：『未来に残そう青い海』

例：「きれいな海で楽しく遊んでいる人々の様子」「きれいな海で働いている人々の様子」「きれいな海を走る船の様子」「海をきれいに行っている人々の様子」「海の生き物たちがいきいきとしている様子」「未来に残したい海」など

対象者：全国の小中学生

募集部門：「小学生低学年の部（1年生～3年生）」「小学生高学年の部（4年生～6年生）」「中学生の部」

表彰：「特別賞（国土交通大臣賞）」 「海上保安庁長官賞」 「海上保安協会会長賞」 「第七管区海上保安本部長賞」 「海上保安協会門司地方本部長賞」

受賞作品は、海上保安庁ホームページや広報を通じて公表します。表彰された絵は、美しくきれいな青い海を守り続けていくための活動の一助として広く活用させていただきます。

応募については、別紙「図画募集要領」をご参照ください。

未来に残そう青い海

海上保安庁図画コンクール

ハガキサイズで

作品大募集!

応募しめきり 令和3年9月6日(月) 当日消印有効

特別賞(国土交通大臣賞)・海上保安庁長官賞・海上保安協会会長賞ほか 結果発表は2021年11月ころ、海上保安庁ホームページなどでお知らせします。

応募資格 全国の小中学生

応募方法 (裏に続く)

【コンクールの部門】

- 小学生低学年の部(1年生から3年生)
- 小学生高学年の部(4年生から6年生)
- 中学生の部

【作品テーマ】

- きれいな海で楽しく遊んでいる人々の様子
- きれいな海で働いている人々の様子
- きれいな海を走る船の様子
- 海をきれいにしている人々の様子
- 海の生き物たちがいきいきとしている様子
- 未来に残したい海 などなど

『未来に残そう青い海』をイメージしてください!

【作品サイズ】

- ハガキ(100mm×148mm)サイズ
- 絵は、たて、よこ、どちらでも可

【作品のうら(ハガキの場合は、宛名面)】

- 右の応募用紙に必要事項を記載したものを貼り付けてください

■あて先: 最寄りの海上保安部署(各海上保安部署所在地一覧参照)

(原則、学校単位で応募してください。)

※個人投函の場合は、第七管区海上保安本部まで

■お問い合わせ先:

各受付部署等の電話番号まで

募集要項や過去の↑
受賞作品はコチラ



昨年度コンクール受賞作品より



特別賞
(国土交通大臣賞)
青木 勇麻さん
(当時小2 徳島県)



海上保安庁
長官賞
桃北 はなさん
(当時小6 鹿児島県)

とぎりとり

郵便はがき

お手数ですが

切手を

おはください

各受付部署等の郵便番号

各受付部署等の住所

海上保安庁 各受付部署の名称

「未来に残そう 青い海」

海上保安庁 図画コンクール」担当

じゅうしょ ふりがな

〒

おなまえ ふりがな

れんらくさき ※ 日中連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。

がっこうめい ふりがな

都・道
府・県

小・中学校
学年・組(年 組)

作品へのメッセージ

あなた(または保護者)が
コンクールを知ったきっかけ

※ 該当するもの1つに○を付けてください。

- 1 海上保安庁職員からの案内
- 2 学校の先生からの案内
- 3 絵画教室の先生からの案内
- 4 海上保安庁のホームページ
- 5 海上保安協会のホームページ
- 6 その他()

<管理番号(海上保安庁記入欄)>

応募方法（表面からの続き）

【はがき裏面に描いた作品の応募方法】

はがき裏面に作品を描いて投函する場合は、応募用紙内の切手貼付け部分を切り取ってください。

【画用紙に描いた作品に応募する際の注意】

画用紙に描いた作品を、そのままポストに投函して応募する場合には、郵送の過程で作品が折れ曲がる可能性があります。

このため、以下のいずれかの方法で応募してください。

- 強度のあるはがきの裏面に作品を描き、投函する。
- 画用紙に描いた作品を、はがき または 強度のある厚紙等に貼り付けて投函する。
- 画用紙に描いた作品を、封筒等に入れて投函する。
- 画用紙に描いた作品を、各管区海上保安本部の指定する海上保安部署等に持参する。

【作品を描く際の注意】

- 画材は自由ですが、貼付け等の立体的な絵やパソコンで描いた作品、縮小・拡大して印刷した作品のほか、本・ホームページ等に掲載されている写真・絵や他人が描いた絵を模写した作品は受付できません。
- 文字、言葉、企業名、店名や商品名等が入った作品は審査対象外となる可能性があります。なお、地名や船名は、作品に描き入れても良いです。
- 応募者ご本人のオリジナル作品に限り、1人1点の応募とします。

【作品の取り扱い】

- 応募作品の著作権は海上保安庁に帰属し、応募作品は返却しません。
- 受賞した応募作品は、海上保安庁ホームページ及び広報等を通じて、公表するほか、海洋環境保全ポスターに掲載して、海洋環境保全啓発活動に広く使用することがあります。
- 応募作品等の公表時または使用時には、作者の所属する学校名、学年及び氏名を記載することがあります。

第 21 回(令和2年度)のコンクール受賞作品

海上保安庁長官賞



(小学生低学年の部)
小樽市立花園小学校(小2)
山口 敬太 さん

特別賞(国土交通大臣賞)



(小学生低学年の部)
徳島市国府小学校(小2)
青木 勇麻 さん

海上保安協会会長賞



(小学生低学年の部)
横浜市立新橋小学校(小3)
高橋 歩子 さん



(小学生高学年の部)
鹿児島市立草牟田小学校(小6)
桃北 はな さん



(中学生の部)
福島県立
ふたば未来学園中学校(中2)
八木 香練 さん



(中学生の部)
金沢市立泉中学校(中3)
鈴木 冴基 さん




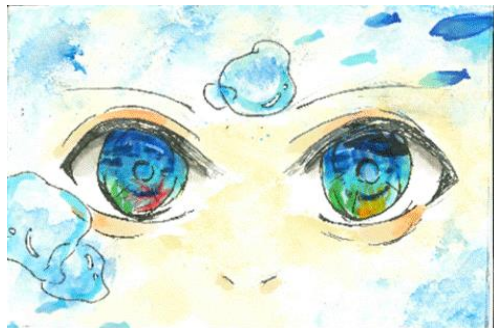


(小学生高学年の部)
那覇市立金城小学校(小5)
臼杵 翼 さん

第七管区内各海上保安部署 所在地一覧

官 署 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
第七管区海上保安本部	801 - 8507	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10	093 - 321 - 2931
仙 崎 海 上 保 安 部	759 - 4106	山口県長門市仙崎 1026-2	0837 - 26 - 0240
萩 海 上 保 安 署	758 - 0011	山口県萩市大字椿東 5607-7	0838 - 22 - 4999
門 司 海 上 保 安 部	801 - 0841	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10	093 - 321 - 3215
下 関 海 上 保 安 署	750 - 0066	山口県下関市東大和町 1-7-1	0832 - 67 - 1711
宇 部 海 上 保 安 署	755 - 0044	山口県宇部市新町 10-33	0836 - 21 - 2410
苅 田 海 上 保 安 署	800 - 0315	福岡県京都郡苅田町港町 27	093 - 436 - 3356
若 松 海 上 保 安 部	808 - 0034	福岡県北九州市若松区本町 1-14-12	093 - 761 - 4353
福 岡 海 上 保 安 部	812 - 0031	福岡市博多区沖浜町 8-1	092 - 281 - 5865
三 池 海 上 保 安 部	836 - 0061	福岡県大牟田市新港町 1	0944 - 53 - 0522
唐 津 海 上 保 安 部	847 - 0861	佐賀県唐津市二夕子 3-214-6	0955 - 74 - 4321
伊 万 里 海 上 保 安 署	849 - 4256	佐賀県伊万里市山代町久原 2976-31	0955 - 28 - 3388
壱 岐 海 上 保 安 署	811 - 5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	0920 - 47 - 0508
長 崎 海 上 保 安 部	850 - 0921	長崎県長崎市松ヶ枝町 7-29	095 - 827 - 5134
五 島 海 上 保 安 署	853 - 0015	長崎県五島市東浜町 2-1-1	0959 - 72 - 3999
佐 世 保 海 上 保 安 部	857 - 0852	長崎県佐世保市干尽町 4-1	0956 - 31 - 6003
平 戸 海 上 保 安 署	859 - 5121	長崎県平戸市岩の上町 1529-2	0950 - 22 - 3997
対 馬 海 上 保 安 部	817 - 0016	長崎県対馬市巖原町東里 341-42	0920 - 52 - 0118
比 田 勝 海 上 保 安 署	817 - 1701	長崎県対馬市上対馬町大字比田勝 1000-23	0920 - 86 - 2113
大 分 海 上 保 安 部	870 - 0107	大分県大分市大字海原字地浜 916-5	097 - 521 - 0114
佐 伯 海 上 保 安 署	876 - 0811	大分県佐伯市鶴谷町 2-3-30	0972 - 22 - 4999

第21回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」受賞作品

国土交通大臣賞(特別賞)			海上保安庁長官賞								
小学生低学年の部			小学生低学年の部			小学生高学年の部			中学生の部		
都道府県	学校名・学年	氏名	都道府県	学校名・学年	氏名	都道府県	学校名・学年	氏名	都道府県	学校名・学年	氏名
徳島県	徳島市国府小学校 2年生	あおき ゆうま 青木 勇麻 さん	北海道	小樽市立花園小学校 2年生	やまぐち けいた 山口 敬太 さん	鹿児島県	鹿児島市立草牟田小学校 6年生	ももきた 桃北 はな さん	福島県	福島県立ふたば未来学園中学校 2年生	やぎ かれん 八木 香練 さん
											

海上保安協会会長賞								
小学生低学年の部			小学生高学年の部			中学生の部		
都道府県	学校名・学年	氏名	都道府県	学校名・学年	氏名	都道府県	学校名・学年	氏名
神奈川県	横浜市立新橋小学校 3年生	たかはし あゆこ 高橋 歩子 さん	沖縄県	那覇市立金城小学校 5年生	うすき つばさ 臼杵 翼 さん	石川県	金沢市立泉中学校 3年生	すずき さえき 鈴木 冴基 さん
								

第21回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール受賞作品紹介

☆第七管区海上保安本部長賞☆



小学生低学年の部

対馬市立鶏鳴小学校（3年）

ひだか たくと

日高 琢仁さん

審査員のコメント

- ・海の生物と人間の交流が伝わってきます。
- ・色使いも綺麗です。



小学生高学年の部

大任町立大任小学校（6年）

いわもと りく

岩本 理玖さん

審査員のコメント

- ・イルカと魚を上手に組み合わせました。
- ・明暗を上手に表現でき、写実力が優れています。



中学生の部

大木町立大木中学校（1年）

あらかき おうすけ

荒木 桜輔さん

審査員のコメント

- ・大胆な構図、画面に入りきらないサメの大きさを上手く表現されています。
- ・色もなかなかユニークです。

☆海上保安協会門司地方本部長賞☆



小学生低学年の部

南島原市立口之津小学校（3年）

はしだ みずき

橋田 瑞樹さん

審査員のコメント

- ・サメのリアルな表現が素晴らしい。
- ・影や周りの雰囲気もサメを引き立てています。



小学生高学年の部

唐津市立大志小学校（6年）

まつい みゆう

松井 愛侑さん

審査員のコメント

- ・楽しい色使いで生き生きと表現できました。
- ・人と魚の楽しい雰囲気が伝わってきます。



中学生の部

福岡市立内浜中学校（2年）

よしだ ななこ

吉田 菜々子さん

審査員のコメント

- ・色鉛筆で細かなところまで正確に表現出来ています。
- ・海の中の生物も色とりどりで美しく表現出来ました。

《問い合わせ先》

第七管区海上保安本部

交通部 航行安全課長 ^{にのせ} 二瀬 貴之（内線：2620）



第七管区海上保安本部
令和3年6月30日

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行について ～台風来襲による事故の防止の一層の強化を図ります～

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が、令和3年7月1日に施行されます。これに伴い、瀬戸内海西部海域^{※1}において勢力の強い台風の接近が予想される場合、第七管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長が対象船舶に対し、湾外避難等^{※2}の勧告を発出します。

※1 湾外避難等の勧告・命令制度が適用される対象海域のうち、当本部及び第六管区海上保安本部が共同で運用する海域。

※2 東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海から外海へ避難を求めること。

1 背景

近年、台風等の異常気象等が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域で、走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しています。

このような課題を解決するため、東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海において特に勢力の強い台風の直撃が予測される等の場合に、風の影響を強く受ける大型の船舶に湾外その他の安全な海域への避難を促す「湾外避難等の勧告・命令制度」の創設により、船舶交通の安全を確保するものです。

2 概要

- ① 特に勢力の強い台風が、瀬戸内海西部海域に接近することが予想される場合、第七管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長から一定の大きさ以上の大型船舶に対して、外海への避難を勧告します。
- ② 船舶の避難等を円滑に行うため、官民の関係者による協議会を設置します。

3 その他

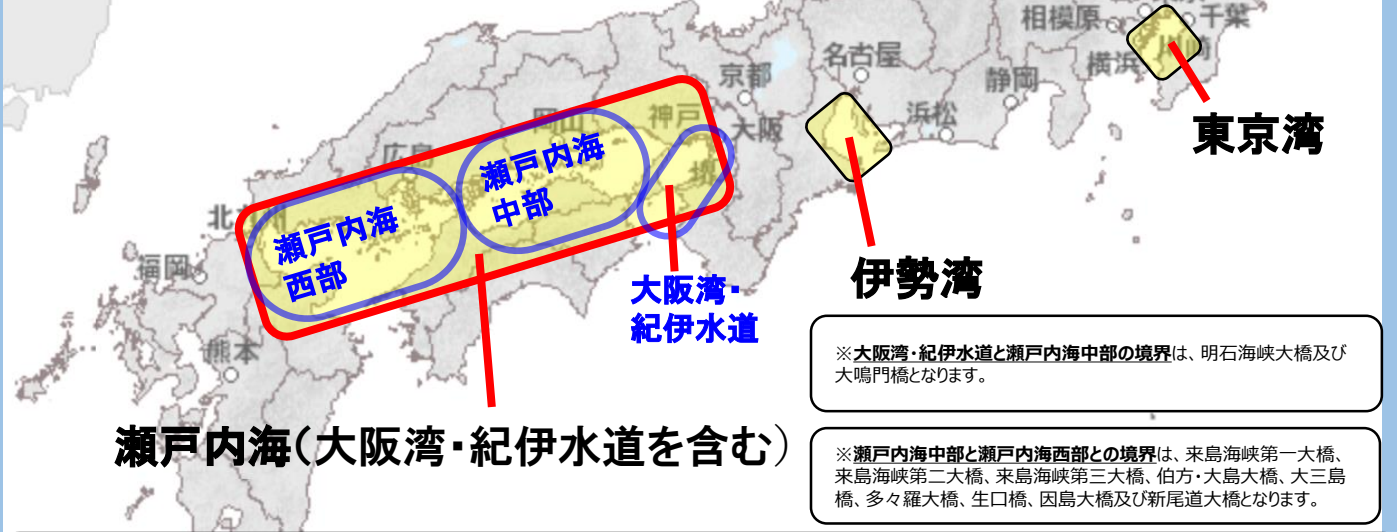
瀬戸内海西部における勧告等の詳細については、別添参照。

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等における
走錨等に起因する事故防止に万全を期すため

湾外避難等の勧告・命令に関する制度等が創設されます

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」について
令和3年7月1日施行

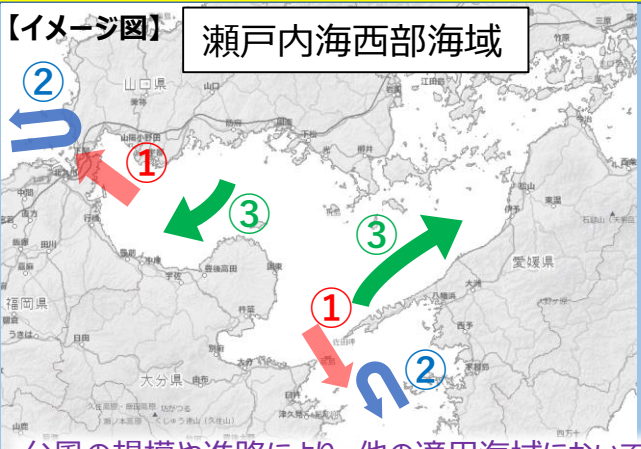
湾外避難等の勧告・命令制度の適用海域



瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)

本制度を運用する海域は、東京湾、伊勢湾、大阪湾・紀伊水道、瀬戸内海中部及び瀬戸内海西部の5つの海域並びにこれらの海域に隣接する港となります。
※海上交通安全法の海域に接する港にも適用されます。
※東京湾では、湾内錨泊制限等がありますので、ご留意願います。

「瀬戸内海中部海域及び西部海域」(内海)における勧告内容



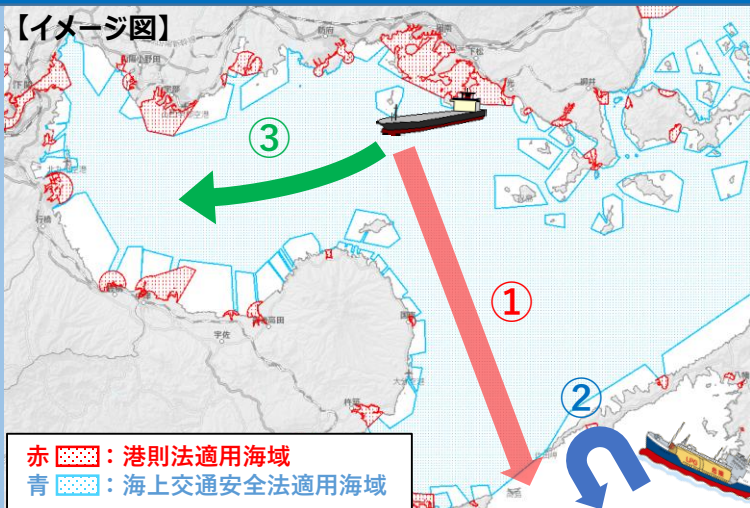
台風の規模や進路により、他の適用海域においても同様の勧告が発出される場合があります。

【湾外避難等の勧告】

- ①内海外避難
ただし、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く
- ②内海への入域回避
ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く
- ③内海の安全な海域での避泊等
※避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速度等を考慮して総合的に判断することとなります。

湾外へ避難させる必要があると認められる船舶に対しては、港外避難の勧告・命令に係る港長等の職権を海上保安庁長官が代行し、**対象港に在泊する対象船舶の港外避難と湾外避難等の勧告・命令を一体的に実施**

海上交通安全法適用海域に接する対象港内からの船舶避難を一体的に実施できる体制



【港外避難勧告】

■対象港外への避難

①内海外避難

ただし、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

②内海への入域回避

ただし、入域後、内海内の安全な海域で避泊することができる船舶は除く

③内海の安全な海域での避泊等

※避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の勢力、進路速度等を考慮して総合的に判断することとなります。

■勧告対象港

瀬戸内海中部海域

兵庫県：明石港、東播磨港、八木港、姫路港、相生港、赤穂港、湊港、都志港、郡家港、富島港
岡山県：日生港、片上港、鶴海港、牛窓港、西大寺港、小串港、岡山港、宇野港、日比港、琴浦港、味野港、下津井港、水島港、笠岡港
広島県：福山港
香川県：豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港、坂出港、香西港、高松港、志度港、津田港、三本松港、引田港、坂手港、内海港、池田港、土庄港、直島港
愛媛県：今治港、吉海港、壬生川港、西条港、新居浜港、寒川港、三島川之江港、岡村港、宮浦港、伯方港、菊間港

瀬戸内海西部海域

広島県：尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鯉崎港、木ノ江港、御手洗港、大西港、蒲刈港、厳島港
山口県：岩国港、久賀港、安下庄港、小松港、柳井港、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港、山口港、丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港（※関門港については、福岡県に記載）
愛媛県：三机港、長浜港、郡中港、松山港、北条港
福岡県：関門港、苅田港（※中津港については、大分県に記載）
大分県：中津港、別府港、大分港、佐賀関港

湾外避難等の勧告・命令制度の対象船舶

■長さ160m以上

自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

■長さ200m以上

客船、フェリー、貨物船

■総トン数5万トン以上の危険物船

（液化ガス船を除く）

■総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

※ 上記4項目のうち、定期航路を運航する内航船舶・「平水」、「沿海」又は「限定近海」を航行する内航船舶は対象外



第五管区海上保安本部交通部航行安全課 078-391-6551
第六管区海上保安本部交通部航行安全課 082-251-5111
第七管区海上保安本部交通部航行安全課 093-321-2931



走錨事故防止
ポータルサイト



問い合わせ先
第七管区海上保安本部交通部
安全対策課長 浦川 和久 (内線 2640)
電話 093-321-2931 (代表)

令和3年6月30日
第七管区海上保安本部

「夏季マリンレジャーを安全に楽しむために」

～ 新型コロナウイルス感染症対策と事故防止対策を万全に

マリンレジャーを楽しもう！ ～

第七管区海上保安本部では、マリンレジャーによる海難が1年で最も多くなる
※夏季到来に向け、マリンレジャーを安全に楽しんでもらうため、プレジャーボートを運航される方々、海で遊泳される方々、マリンアクティビティを楽しまれる方々へ、次の事故防止対策を呼びかけて行きます。

※夏季：7～8月

1 マリンレジャーを安全に楽しむためのポイント

◇プレジャーボートの事故防止対策

- ・ 発航前の点検 ・ 救助支援者の確保 ・ 整備業者による定期整備の実施
- ・ 常時見張りの徹底
- (水上オートバイは、上記事故防止対策に加え、 ・ 遊泳区域、遊泳者から離れて航行 ・ 保護具と救命胴衣の着用 ・ 自船のジェット噴流に注意)

◇遊泳中の事故防止対策

- ・ 管理された海水浴場以外での遊泳の禁止 ・ 保護者同伴のうえ、子供から目を離さない ・ お酒を飲んだら遊泳しない ・ 天候不良時は海に入らない
- ・ 強風時のフロート（浮体式遊具）使用は十分注意

◇マリンアクティビティ中の事故防止対策

- ・ 気象海象の確認 ・ 海域情報の把握 ・ 基本的な技術の習得
- ・ 連絡手段の確保 ・ 目立つ服装と必要な装備を着用

2 夏季における海難の特徴

◎プレジャーボート事故の6割が、モーターボートの事故!

プレジャーボート事故の内訳は、運航不能(63%)、衝突(13%)、乗揚(12%)

水上オートバイ事故の7割が夏季に発生

[プレジャーボートの事故に注意! : 資料1]

◎マリナー事故の6割が遊泳中の事故!

遊泳中の事故内容は、溺水(57%)、帰還不能(35%)

[海水浴場の事故に注意! : 資料2]

◎マリナーアクティビティ愛好者の増加

[マリナーアクティビティの事故に注意! : 資料3]

3 不開設となる海水浴場の対策

管内にある海水浴場(127ヶ所)は、開設95ヶ所、不開設15ヶ所、未定17ヶ所となっています。(その他※海岸等38ヶ所)

遊泳者がコロナ禍で三密を回避するため、遊泳禁止箇所を選び遊泳すると、監視員の不在が惹起する溺水をはじめ、泳力を見誤り沖合から岸に帰ってこれなくなる事故、また、遊泳区域が明示されないことで、遊泳者と水上オートバイやマリナーアクティビティ愛好者が混在する状況から起こる接触事故が懸念されます。

この状況から、今夏、遊泳者に対し、管理者が「安全、安心の対策」を講じた「開設海水浴場」で遊泳することを推奨するほか、関係機関と連携し、海浜事故防止に取り組みます。

※海岸等：県市町村から管理された海水浴場で無く、自然発生的に人が泳ぎ海水浴場と呼ばれているもの

[海水浴場の事故に注意! : 資料2]

4 増加するマリナーアクティビティ愛好者への対応

近年、手軽に実施できる野外レジャー活動として、マリナーアクティビティを始める方々が増加しています。

また、コロナ禍という特殊な環境下で、「余暇」と「密を避ける」ことが両立できる観点からアウトドア業界が好調であり、多くの方々がマリナーレジャーに目を向け

ている現状を踏まえ、管内の活動海域、状況の把握するほか、関係団体、ショップ等関係先と連携して効果的な安全推進活動に取り組みます。

[マリンアクティビティの事故に注意！：資料3]

5 第七管区海上保安本部の主な活動内容

(1) 夏季安全推進活動

七管区では、マリンレジャーを安全に楽しんでもらえるような、上記1の安全のポイントについて、啓発活動を夏季期間中実施します。

7月16日（金）～8月31日（火）の期間は、プレジャーボート運航者、マリンアクティビティ愛好者などのマリンレジャー活動者や遊泳者の安全意識の向上とマリンレジャーに伴う事故及び死亡・行方不明者の減少を図ることを目的とした「夏季安全推進運動」を実施します。

(2) 海の事故ゼロキャンペーン

7月16日（金）～31日（土）の期間は、関係行政機関と海事関係団体等民間の関係者が一体となって、広く国民に対して海難防止思想の普及を目的とした船舶事故防止のための全国運動として、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響から各海上保安部署が実施するイベント等については、別途各保安部署が調整のうえ、その都度ご紹介させていただきます。

[令和2年度夏季期間中の活動状況：資料4]

[令和3年度海の事故ゼロキャンペーンにおける各保安部署の活動予定：資料5]

[海の事故ゼロキャンペーン：資料6]

プレジャーボートの事故に注意！

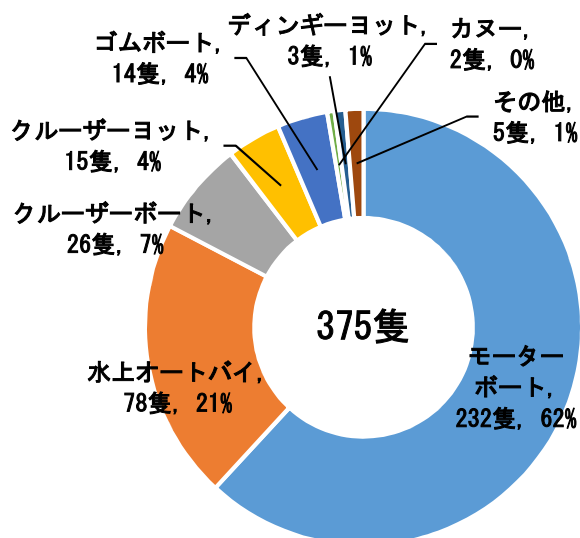
プレジャーボートの状況

～船長の責任は重大!!～

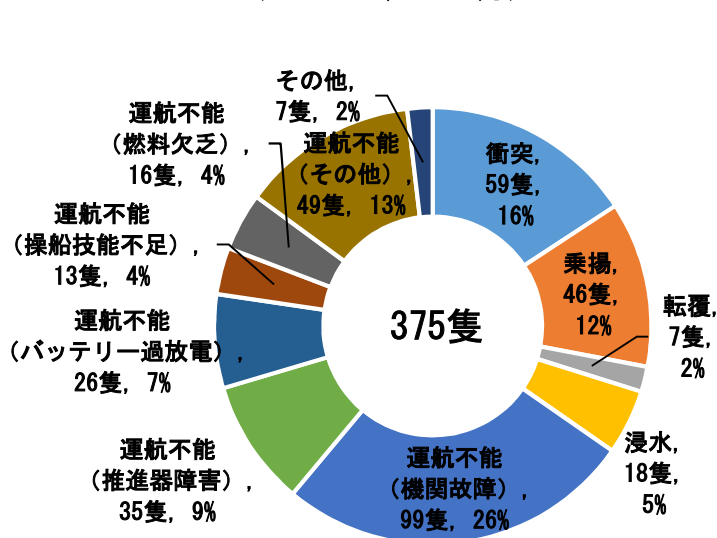
過去10年間における七管区内のプレジャーボートの海難隻数は1494隻であり、そのうち夏季（7,8月）が、375隻と全体の約3割（25%）を占めています。

船舶種類別にみるとモーターボートが232隻（62%）、次いで水上オートバイが78隻（21%）となっています。また、海難種類別にみると機関故障が最も多く99隻（26%）次いで衝突59隻（16%）、乗揚46隻（12%）となっています。

プレジャーボートによる海難の船舶種類別
(H23～R2、7～8月)



プレジャーボートの海難種類別
(H23～R2、7～8月)



機関故障～異常を感じたら無理はしないで！整備業者での点検も～



故障原因となった
サーモスタット

事故者は出港前点検で、冷却水の出が悪いことから海水の配管の詰まりを疑い、海水取り入れ口の清掃を行ったところ、冷却海水の排出が若干回復したことから、完全復旧ではないものの航行に支障はないと判断し出港。出港してしばらくすると船外機から異音と焦げた臭いがしたことから、機関を停止させ、船外機を点検したものの原因が分からず再起動できないことから救助要請を行い、巡視艇により曳航救助されました。その後、業者による確認でサーモスタットの固着が原因で冷却海水を送ることができなくなり、焼き付きが起こったことが原因と判明しました。なお、事故者は1年前に中古で同船を購入後、自分で点検整備を2回程度行っただけでした。（R2.9.15）

衝突 ～見てるだろうより、早めの避航を～



損傷したミニボート

ミニボート（2名乗組）がアンカーを入れて釣りをしていたところ、自船に向かってくる漁船を確認、立ち上り、手を振って注意を促したが、右舷中央付近に衝突、2人は海に投げ出されました。漁船（2名乗組）は、出港後、GPSプロッターを見ながら漁場について話しながら操船していたことから、錨泊中のプレジャーボートに気付かずに衝突した。海中転落した2名及びプレジャーボートは漁船により救助されました。この事故で1人が負傷しました。（R3.5.3）

プレジャーボートの事故防止対策

- ・ 機関故障・燃料欠乏等を防ぐため、船体とエンジン周り、燃料・潤滑油の量、バッテリーの状態を**発航前に点検**しましょう。
また、最新の気象・水路情報等を入手しましょう。
- ・ 衝突、乗揚げを防ぐためには、航行時は他船の動静や浅瀬・漁具など周囲の水域の状況を継続して把握する必要があります。
常時適切な見張りを徹底しましょう。
- ・ 事故で最も多いのが機関故障です。発航する際は、万が一の機関故障の発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による**救助体制をあらかじめ確保**しておきましょう。
また、併せて入航時刻等を家族やマリナー等へ連絡しておきましょう。
- ・ 船長による発航前点検では見落としがあるかもしれません、**機関整備事業者による定期的な点検整備**を推奨します。



海上保安庁でプレジャーボートを安全に運航してもらえるようにマリンセーフティガイドブックを作成しています。

- ・ 自船の安全確保3か条
 - ・ 発航前検査チェックリスト
 - ・ トラブルシューティング
- が記載されています。
是非ご活用ください。



https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/01_safetyguide/00_safety/pdf

海上保安庁では、海難を防止することを目的として、全国各地の灯台等で観測した風向、風速、波高等の局地的な気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報、避難勧告等に関する緊急情報、海上工事や海上行事等に関する海上安全情報、リアルタイムで海上模様をみることが出来るライブカメラ映像等を「海の安全情報」として提供していますので、ご活用ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。

海の安全情報

で

検索

パソコン用サイト



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

スマートフォン用サイト



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

携帯電話用サイト



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>

緊急情報配信サービス



<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



第七管区海上保安本部

TEL 093-331-6395

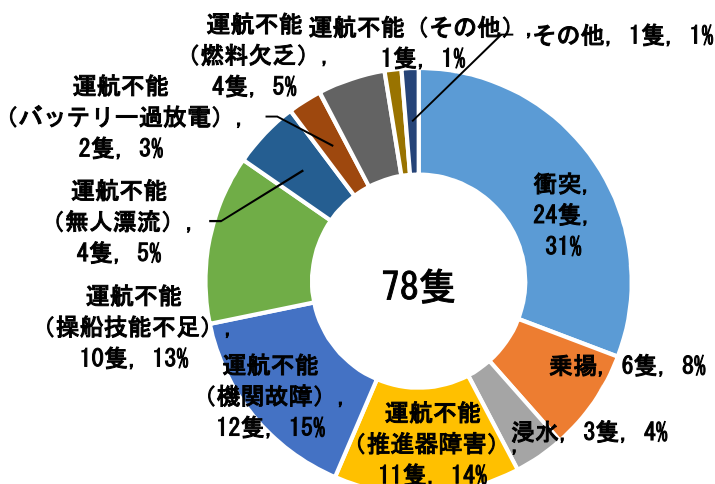
水上オートバイの状況

過去10年間の七管区内における水上オートバイの海難隻数は106隻であり、そのうち夏季（7,8月）が78隻と全体の約7割（73%）を占めています。

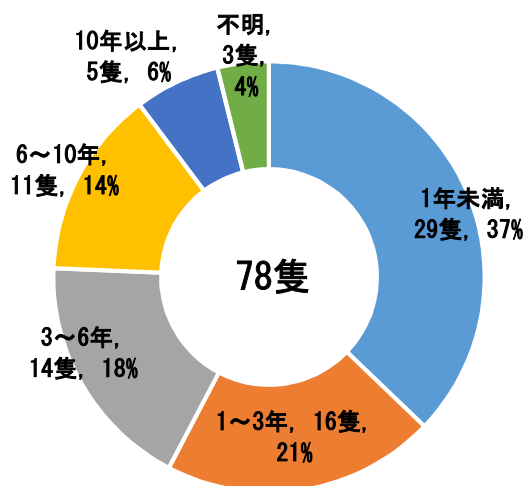
水上オートバイの海難隻数は78隻を海難種類別にみると衝突が最も多く24隻（31%）、次いで機関故障12隻（15%）、推進器障害11隻（14%）となっています。

なお、事故にあった操船者の経験年数をみると1年未満が29隻（37%）と最も多く経験年数があるほど事故者数が少なくなっています。

水上オートバイの海難種類別
(H23~R2、7~8月)



水上オートバイの操船者経験年数別
(H23~R2、7~8月)



衝突 ～遊走場所にも注意が必要です～

水上オートバイに2名乗船し、海水浴場沖合を遊走中、回頭時にバランスを崩して2名とも海中転落しました。水上オートバイは、エマージェンシー機能によりエンジンは停止したものの、行き足が止まらないまま無人で続航し、浜辺に泊めていた無人の水上オートバイに衝突しました。この事案では無人続航中に遊泳者との接触はありませんでしたが、状況によっては、けが人が発生する可能性があります。遊泳区域、遊泳者の状況等を確認して、遊走場所を選定する必要があります。(R2.8.2)



衝突した水上オートバイ

水上オートバイの事故防止対策

- ・ 機関故障、燃料欠乏等を防ぐため、燃料、バッテリーの確認を行うとともに、ゴミの吸い込みがないかも注意して**発航前点検**を行いましょう。
- ・ 速度が上がれば上がるほど視野は狭くなります。衝突を防ぐため、操縦者は意識して全周の**見張りを徹底**しましょう。
- ・ 遊泳者に危険を生じさせる速力、操縦で遊泳者付近等を航行させてはいけません。**遊泳区域から離れて**楽しみましょう。
- ・ トーイング遊具を曳く場合はトーイング遊具乗船者の負傷を防ぐため、ヘルメット等の**保護具と救命胴衣を着用**させるようにしましょう。
- ・ 水上オートバイの**ジェット噴流は非常に強い**ので、人がいる場所に接近する必要がある場合は噴流の向きに注意しましょう。

詳しくはWater Safety Guide（水上オートバイ編）をご確認ください。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/andex.html>



海水浴中の事故に注意！

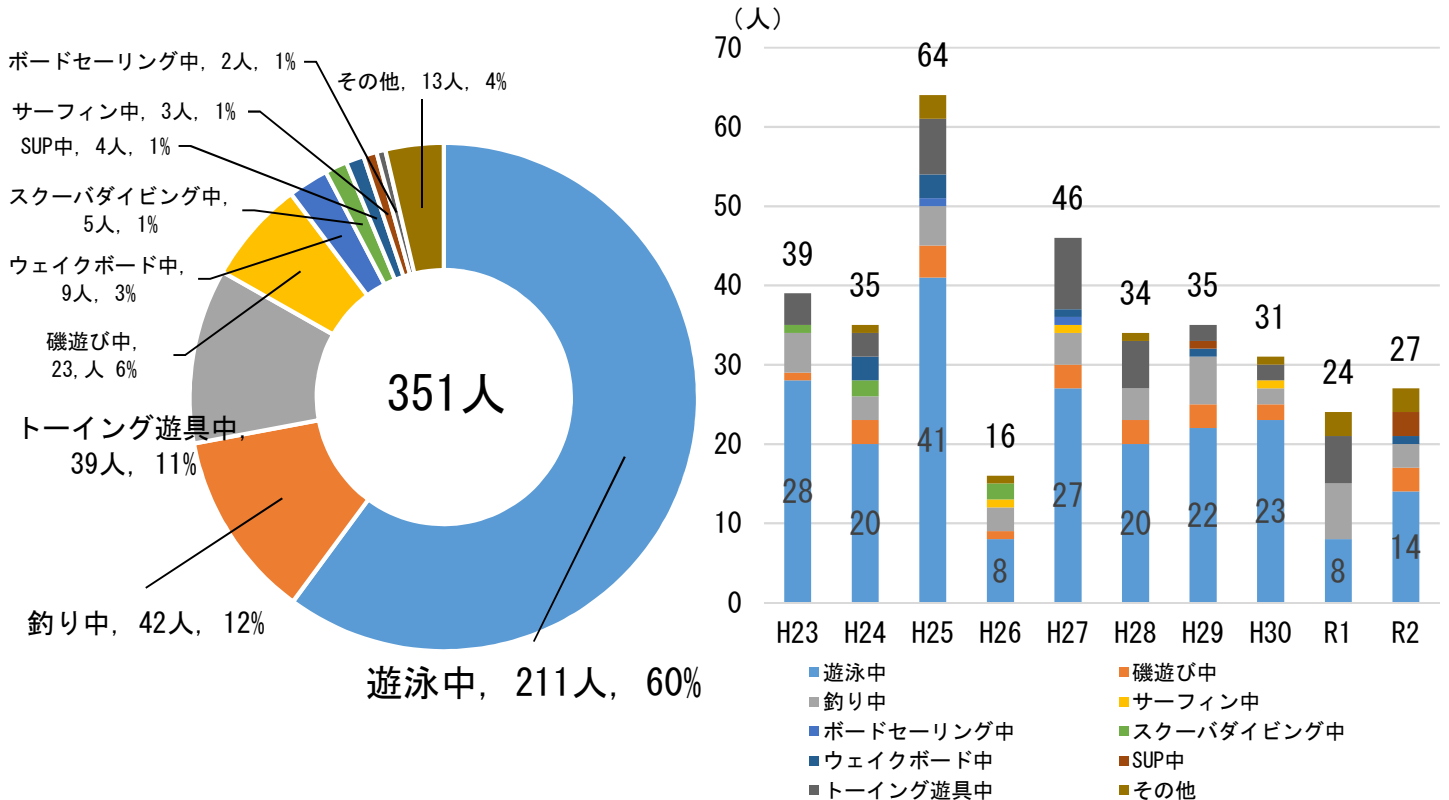
遊泳者の状況

～必ず管理されている開設海水浴場へ！～

7月から8月における遊泳中の事故は、過去10年間で211名、そのうち溺水者が120名となっており、120名のうち死者・行方不明者は66名（55%）となっています。

この死者・行方不明者のうち、33名が海水浴場で遊泳中、33名が海水浴場以外での遊泳中となっています。

マリネジャーに伴う海浜事故活動内容別 マリネジャーに伴う海浜事故年別 (H23～R2、7～8月)



海水浴場での事故

～子供だけで海に行かないで！～



令和2年7月5日（日）1300頃、福岡県粕屋郡新宮町自宅近くの海水浴場に友人の女兒3名で水遊びに来たがうち1名の女兒（当時10歳）が深みにはまり溺れた。

友人の女兒2名が付近遊泳客に助けを求め、沖合にうつ伏せ状態の女兒が発見され、人工呼吸等により一時は蘇生したものの後刻死亡が確認された。

女兒らは保護者から子供だけで海に行くことを禁じられていたが保護者の外出中に発生したものの。

遊泳中の事故防止対策

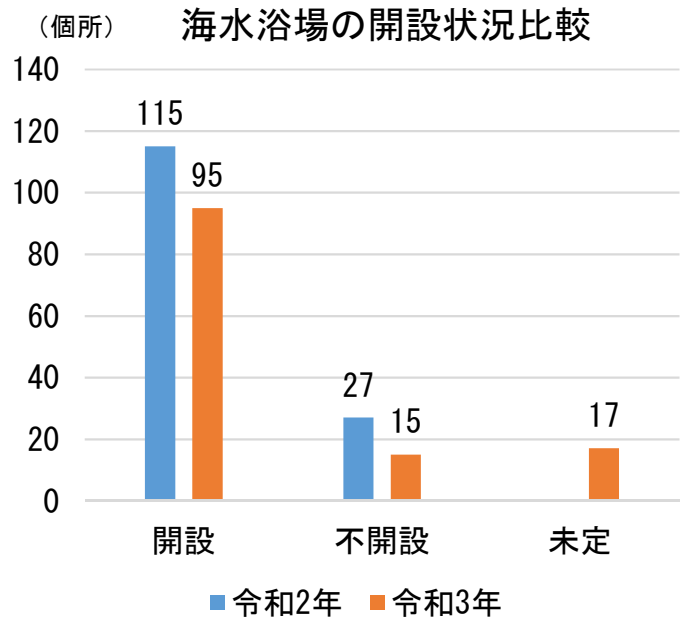
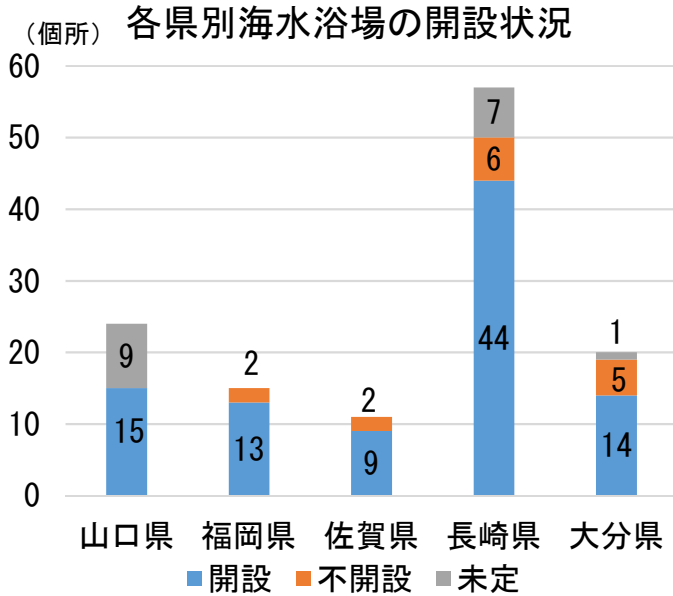
- ◆子供だけで海に行かない
- ◆遊泳禁止区域では泳がない
- ◆1人で泳ぎに行かない
- ◆天気が悪い時、海が荒れているときは泳がない
- ◆飲酒したら泳がない
- ◆波打ち際でも足を取られる危険があるので注意する
- ◆沖に流されないように注意する



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

海水浴場の状況

七管区内において、各県ごと（山口県は西部のみ）の海水浴場開設状況は以下の通りです。
（七管区調べ、6月28日現在）



海水浴に出かけるときは、事前にホームページ等で海水浴場の状況を確認しましょう！
令和2年における七管区内の海水浴場（七管区調べ）142個所の内、開設海水浴場で4名、不開設海水浴場で2名、海岸等で8名の海難が発生しました。
（死者数は、開設海水浴場で2名、不開設海水浴場で0名、海岸等で4名）

何故、海水浴場以外の場所が危険なのか・・・

開設されない海水浴場等では、**遊泳者と遊泳区域が明示されないことにより、水上オートバイやマリニアクティビティ愛好者が混在した状況**になり、予期せぬ事故が起こる可能性があり、監視員不在による**異常発見の遅延から、救助機関への通報が遅くなる**ことが懸念されます。

海水浴場以外での事故 ～無謀な行為はやめましょう！～



令和2年8月8日（土）1300頃、糸島市二丈所在の福吉しおさい公園西側の護岸へ友人5名と遊びに行き、海へ飛び込み遊んでいたところ、5名のうち1名の少年（当時19歳）が溺れていることに気付いた。友人等が事故者を引き揚げて救助しましたが、呼吸をしていなかったことから付近目撃者が心肺蘇生を実施したところ、意識を取り戻しました。

ウォーターセーフティガイド（遊泳編）は、皆様が安全に遊泳を楽しめるように、遊泳中の注意事項や心がけ、万が一溺れてしまったときなどの対処方法を分かりやすくまとめています。

海での遊泳は楽しいものですが、少なからずリスク（危険）は存在します。リスクに対する身の守り方を知り、安全に遊泳を楽しむために、一度ご確認ください。

詳しくはウォーターセーフティガイド（遊泳編）はこちら → →
<https://www6.kaiho.milt.go.jp/watersafety/swimming/index.html>



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

マリンアクティビティ中の事故に注意！

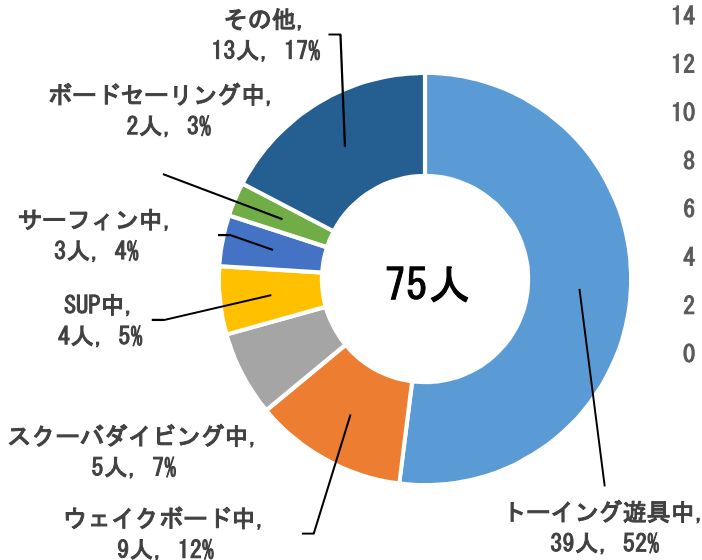
資料3

マリンアクティビティの状況

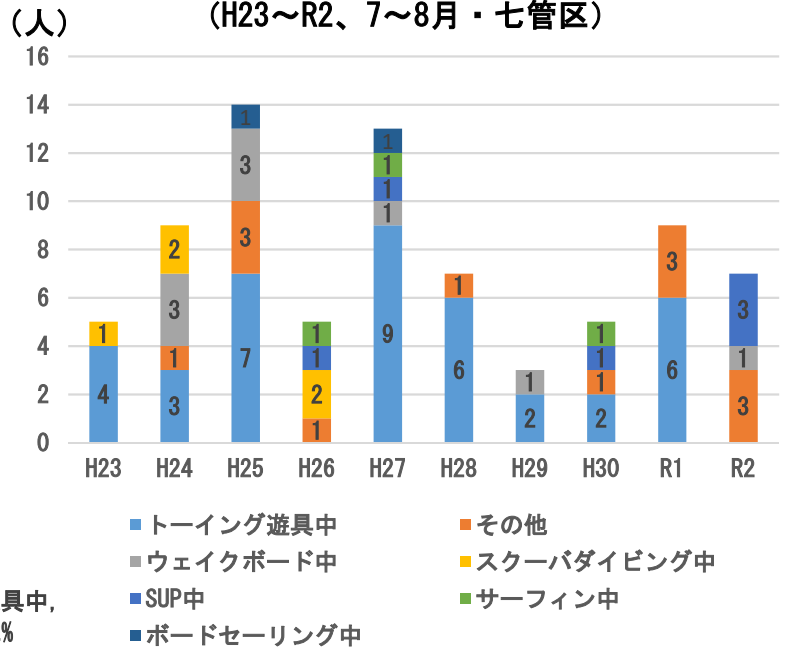
～安全で楽しいマリンレジャーを！～

過去10年間の七管区内の夏季におけるマリンアクティビティ中の事故者数は75名であり、そのうちトーイング遊具中の事故は39名（52%）と全体の約5割を占めています。

マリンアクティビティに伴う
海浜事故活動内容別
(H23～R2、7～8月・七管区)



マリンアクティビティに伴う海浜事故年別
(H23～R2、7～8月・七管区)



衝突 ～周囲の状況に注意しましょう～



バスケットボートの例

令和元年8月21日（水）事故者2名は、知人操縦の水上バイクが曳航するバスケットボートに乗り、最寄りのマリーナを出港後、付近海域において水上バイクの船首前方に漂泊していた別の水上バイクに接近したため、右旋回で回避しようとしたところ、曳航していたバスケットボートが遠心力で大きく左に触れ回り、漂泊していた水上バイクに衝突したものの。

事故者2名は、衝突後に2隻の水上バイクにより救助され、通報を受け現場に到着した救急車により病院へ搬送された。

トーイング遊具の事故防止対策

- ・ 障害物がない、**広くて安全な海域**で行いましょう。
- ・ 曳航船には**見張り役を同乗**させましょう。
- ・ **安全な速力**を心がけましょう。
- ・ **保護具、ライフジャケット**を着用しましょう。
- ・ 曳航する人、遊具に乗る人の間で**合図を決めて**おきましょう。
- ・ 曳航ロープを巻き込まないよう**注意**しましょう。

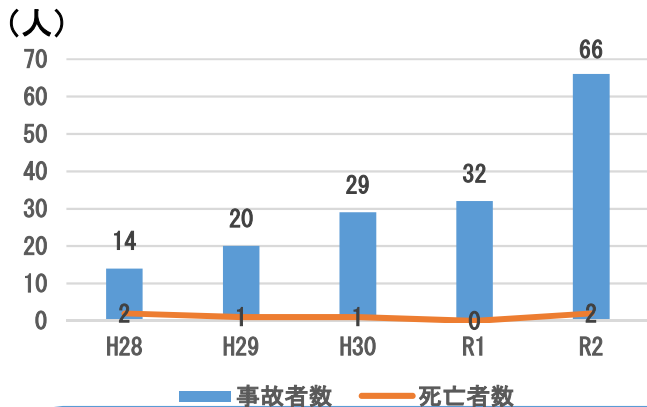


第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

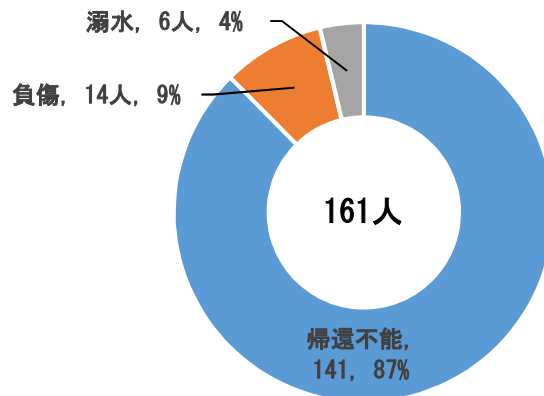
SUP（スタンドアップパドルボード）の状況

マリンアクティビティ中における事故のうち、全国のSUPによる事故者数は過去5年間で161名であり、そのうち令和2年は66名と令和元年の32名から約倍増しています。また、七管区内におけるSUPの事故者数は、平成29年に1名、平成30年に2名、令和元年に2名、令和2年に7名発生し過去5年間で12名となっています。活動内容別では風浪等の影響で沖合等に流され、陸岸に戻れない帰還不能が141名（87%）と全体の約9割を占めています。

SUPによる事故者数（H28～R2・全国）



SUPに伴う海浜事故内容別（H28～R2・全国）



帰還不能 ～気象・海象に気を付けましょう～

画像と実際の事例とは違います



令和2年9月27日（日）事故者は友人とともにSUP（スタンドアップパドルボード）で航走中、初めは陸岸近くを航走していたが、当日は北東の風が約10メートル吹いており、気付いた時には陸岸から約100メートルの沖まで流され、自力で戻ることが困難であったことから自ら救助を求めたもの。

結果、事故者は近くのマリーナに所属する船舶に救助された。事故者はSUPの経験が浅く、強風下でSUPを行うのは初めてであった。

SUP（スタンドアップパドルボード）とは
海・川・湖などでサーフボードの上に立ちパドルを用い水面を漕いで移動を楽しむマリンスポーツの1つです。

波や風のない穏やかな水面で楽しむという特徴があり、近年SUPサーフィン、SUPフィッシング、SUPツーリングなど様々なジャンルで楽しまれています。

SUPの事故防止対策

- ・ **気象、海象を確認**しましょう。
- ・ 海に出る前に**SUPに必要な基本技術**を身に付けましょう。
- ・ 単独での行動は控え、**複数で行動**しましょう。

SUPに関する安全情報

SUPを安全に楽しむためにSUP関係団体が実施する講習等を受講し、安全に関する知識技能を身に付けましょう！

詳しくは、**ウォーターセーフティーガイド（SUP編）**をご覧ください！

<https://www6.kaiho.milt.go.jp/watersafety/sup/index.html>



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395

令和2年度夏季期間中の活動状況

1 現場での安全指導



海上での安全指導



磯場での安全指導

2 海水浴場における海難防止活動



海水浴客への呼びかけ



マリナクティビティ愛好者への呼びかけ

3 海難防止啓発



釣具店での安全啓発活動



若年層に対する安全教室

海の事故 ゼロキャンペーン

2021
7/16 ▶ 31
海難ゼロへの願い

■主催/（公社）日本海難防止協会（公財）海上保安協会
 海上保安庁 水産庁 国土交通省 海難審判所
 ■後援/総務省 文部科学省 国土交通省 気象庁 運輸安全委員会（公財）日本海事・セクター

海の安全情報

海上保安庁では、全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海上工事の状況などの「海の安全情報」を提供しています。
 「海の安全情報」は、パソコンやスマートフォンなどで誰でも簡単に利用することができます。

スマートフォン用サイトの表示

スマートフォンなどのGPSの位置情報により、現在地周辺の気象・海象の現況、緊急情報などを地図画面に表示することで、簡単に必要な情報を利用することができます。

- 気象現況**
 - 気象現況のアイコンをタップすると「風向、風速など」の数値などが確認できます。
- 海域情報**
 - 海域の図形をタップすると船舶事故が多発する海域などの情報が確認できます。
- 現在の座標**
 - 現在の緯度・経度を表示します。
- 海難防止に係る安全啓発情報などの表示**
 - 全国的に共通する情報や海上保安部等が提供する情報（地域情報）が確認できます。
- 緊急情報**
 - 緊急情報のアイコンをタップすると航行船舶に影響のある緊急情報が確認できます。
- 気象警報・注意報など**
 - 気象警報・注意報などのアイコンをタップすると気象庁が発表する気象警報・注意報などを確認できます。

※イメージ図です

パソコン用サイト

スマートフォン用サイト

携帯電話用サイト

海の安全情報 で 検索

緊急情報配信サービス

24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報、注意報などを電子メールで配信します。

Water Safety Guide

ウォーターアクティビティ（海辺でのレジャー活動）を安全に無事故で楽しむための総合情報サイト

小型船舶の船長が遵守しなければならない事項

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボート、その他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔いなど操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- 発航前の検査
- ライフジャケットの着用
- 見張りの実施
- 事故時の人命救助
- 危険操縦の禁止

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上下では、原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務となりました！

重点事項

1 小型船舶の海難防止

エンジントラブルが多発しています!!

プレジャーボートの海難で一番多いのがエンジントラブルです。エンジントラブルを防止するため、以下の事項を励行しましょう。

1. 適切な発航前検査の実施

燃料、エンジンオイル、バッテリー、冷却水などの検査を確実に、安全運航を心がけましょう。
また、家族やマリーナ等に航、海予定を伝え、万が一に備えましょう。

2. 整備事業者等による定期的な点検整備の実施

「中古艇」は特に点検整備が重要です。整備事業者等に依頼し事故防止に備えましょう。

重点事項

2 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

なんといっても見張りが重要です!!

海難で一番多いのが衝突であり、原因は「見張り不十分」や「不適切な操船」が多数を占めています。

1. 常時適切な見張りの徹底

「居眠り運転」や自動操舵任せで見張りをおろそかにせず、常時適切な見張りを行います。

2. 船舶間コミュニケーションの促進

十分に余裕のある時期に船舶間コミュニケーションを図り、相手船の動きを把握し、適切な操船を行います。

- 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- 国際VHFや汽笛信号などを活用する
- AIS情報の活用と正しい情報の入力



重点事項

3 ライフジャケットの常時着用など自己救命策の確保

万が一、海に転落した場合、
①海上に浮く ②ただちに救助要請 という2点が必要不可欠です。



ライフジャケットの常時着用



携帯電話など連絡手段の確保



海の緊急通報

※音声通話を困難とする障がいを持つ方は、海上保安庁が提供するインターネットサービス「NET118」を利用できます。

重点事項

4 ふくそう海域などの安全性の確保

台風など接近の際は早め早めの対応を!!

走錨に起因する事故防止のために、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の確保による走錨対策が重要です。

1. 船長、運航管理者などへのお願い

- 「自船が走錨を起こさう」という認識の下、危機感を持って事故防止に備えましょう。
- 最新の気象・海象情報を入力し、時間的余裕を持って避難を開始しましょう。
- 走錨の可能性を把握するため自船及び周囲の船舶の錨泊状況の監視など、適切な当直を実施しましょう。
- 主機関・スラスターなどを直ちに使用できる状態にしましょう。

2. 荷主企業などへのお願い

- 船舶が時間的余裕を持って他の海域に避難できるよう、荷役計画の変更など柔軟な対応をお願いします。



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課
課長 浦川 和久
TEL 093-321-2931 (内線 2640)

令和3年6月30日
第七管区海上保安本部

全国初、マリナクティビティ安全推進団体を認定！

～ 第1号として北九州市に所在するカヌースクールを認定します。～

第七管区海上保安本部では、マリナクティビティの安全確保のため、海上保安庁と連携協力して安全推進活動を行う団体をマリナクティビティ安全推進団体に認定する取組みをはじめます。
このような団体を認定する取組みは全国初です。
この認定制度第1号の団体の認定式を次のとおり実施いたします。

1. 認定式の開催日時場所

令和3年6月30日 記者懇談会終了後 1430ころから
関門海峡海上交通センター会議室

2. 認定されるマリナクティビティ安全推進団体

有限会社 カヌースクール九州
代表者 西胤 正弘 (にしつぐ まさひろ) 様
北九州市在住
北九州市立 もじ少年自然の家 所長

3. マリナクティビティ安全推進団体認定制度

(1) 概要

近年SUP (スタンドアップパドルボード)、カヌー等のマリナクティビティが多様化、活発化していることから、今後事故防止のため多様なレジャー形態に合わせた安全情報の提供や啓発活動を実施することが求められています。

これらのマリナクティビティに関係する団体、協会、スクールにおいて、海上保安庁が実施する安全推進活動に賛同し、連携協力して海難事故防止に関する啓発活動を実施して頂ける団体等を「マリナクティビティ安全推進団体」として第七管区海上保安本部長が認定、支援することにより、マリナクティビティ関係者の安全意識の高揚を図り、海難の抑止と減少を進めて行くことを目的としています。

(2) 認定要件

マリナクティビティ安全推進団体と認定されるためには、具体的には

- ・ 団体等の所属員の中から安全推進担当者＝**安全推進パドラー**等を選任
海上保安庁から提供される海難防止に関する情報等を各団体等の活動に併せて周知、啓発を行うこと

実際のマリンアクティビティの活動現場で、安全啓発活動を行うこと

- ・ 団体等で開設されているホームページへの掲載、SNS等での周知を行うこと

- ・ マリンアクティビティの活動海域に関する情報等の海難防止活動に有効な情報等を海上保安庁に提供すること

を実施し、その他別途定める必要な認定要件を満たしている団体等からの申請を受け、第七管区海上保安本部での審査を経て認定の運びとなります。

(3) 対象

現在のところマリンアクティビティ安全推進団体は

- ・ SUP・シーカヤック等のパドルアクティビティ関連団体等が実施する活動を安全推進パドラー活動

- ・ 磯釣り・防波堤釣り等のフィッシング関連団体が実施する活動を安全推進アングラー活動

として認定することとしています。サーフィン等、他のマリンアクティビティ関連団体についても順次拡大していく予定です。

今般、第一号の認定団体となった有限会社カヌースクール九州では、安全推進担当者として代表者の西胤正弘様他5名の**安全推進パドラー**を選任の上、同社が実施するカヌースクールや西胤正弘様が所長を務められる北九州市立もじ少年自然の家での教育活動において、海上保安庁と連携した海難防止啓発活動の実施についてのご協力を頂き、認定に至ったものです。

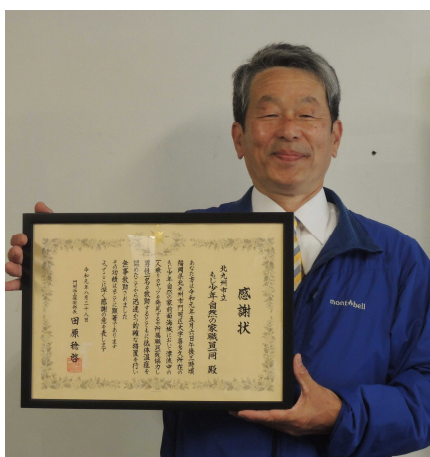
マリンアクティビティ安全推進団体の
使用可能なロゴマークの例



◇有限会社カヌースクール九州 様のご紹介

- 1 会社名 有限会社カヌースクール九州
- 2 代表者 西胤 正弘（にしつぐ まさひろ）
- 3 本店所在地 福岡県北九州市小倉南区大字合馬1578番地
電話 093-451-5501
- 4 設立 2001年8月1日
- 5 業務内容 自然体験活動企画運営、野外用品販売・レンタル
野外体験活動指導者養成、北九州市・下関市指定管理業務
- 6 従業員数 5名（2021年4月現在）
同社ホームページより

◇西胤 正弘（にしつぐ まさひろ）氏 プロフィール



令和元年5月6日、もじ少年自然の家前面海域で発生した1人乗りカヤック漂流事案の人命救助活動に当たられた西胤氏他同自然の家職員に対し門司海上保安部長から感謝状が贈られています。

- 昭和36年4月11日生
- 昭和60年3月 立命館大学産業社会学部卒
同年 (株)キャンプツー入社
- 平成13年8月 同社退職後九州カヌースクール設立
- 平成16年7月 有限会社カヌースクール九州へ組織変更
- 平成19年4月 北九州市立玄海青年の家指定管理業務を共同企業体にて受託、副所長就任
- 平成23年4月 同所長に就任
- 平成25年4月 北九州市立もじ少年自然の家指定管理業務を共同企業体で受託、所長就任
- 令和3年現在 北九州市、下関市の指定管理施設6ヶ所の管理運営施設の管理運営に共同企業体構成企業として従事

令和3年3月24日

報道機関 各位

門司海上保安部・若松海上保安部との『包括連携協定』の締結について

北九州市と門司及び若松海上保安部とは、今まで以上に連携し、市民の安全・安心の確保と地域のまちづくりに資するため、「包括連携協定」を締結することとなりました。

つきましては、下記のとおり締結式を開催いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、取材方、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日時：令和3年3月30日（火） 13：10～13：40
- 2 場所：北九州市役所 本庁舎3階 大集会室
- 3 式概要：協定概要説明、協定書署名及び記念撮影、あいさつ、質疑応答
- 4 出席者：北九州市長 北橋 健治
門司海上保安部長 柳田 誠治
若松海上保安部長 安里 匡
- 5 連携事項
 - (1) 市民の海上における安全に関すること
 - (2) 人命救助、防災についての連携強化に関すること
 - (3) 社会学習、青少年育成に関すること
 - (4) 灯台の利活用に関すること
 - (5) その他、甲、乙又は丙が必要と認める事項
- 6 協定に基づく主な取組内容（予定）
 - ・市役所、区役所などでマリンレジャー事故防止のための注意喚起を放映
 - ・小・中学校等への海上保安官による出前講演（募集）
 - ・部埼灯台（門司区）の重要文化財登録を記念した見学ツアーの実施
 - ・海上保安部の船舶による沿岸部の共同視察

【問い合わせ先】

- | | | |
|-----------------|-------|------------------|
| ◆北九州市企画調整局政策調整課 | 上永、高岡 | TEL:093-582-2156 |
| ◆門司海上保安部管理課 | 古賀、小林 | TEL:093-321-3215 |
| ◆若松海上保安部管理課 | 手島、石井 | TEL:093-761-2497 |